

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則 (警務課) 一〇二三
 岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則 (同) 一〇二四

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 一〇二四
 道路の供用開始 (同) 一〇二五
 土地収用法に基づく収用又は使用の手続の開始 (用地課) 一〇二五
 美濃加茂都市計画区域及び坂祝都市計画区域の変更 (都市政策課) 一〇二六
 都市計画の変更 (同) 一〇二六
 都市公園の区域変更 (街路公園課) 一〇二七

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一〇二七
 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 一〇二八

公示

平成二十三年度調理師試験の実施 (生活衛生課) 一〇二八
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 一〇二九
 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 (同) 一〇三〇
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 一〇三〇
 県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地計画課) 一〇三〇
 岐阜都市計画道路事業の周知 (街路公園課) 一〇三〇

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則(昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区分	警察官			一般職員	合計
	警視	警部	警部補及び 巡査部長		
警察本部	六	三五	五三	二六九	二八
警察署	七	一七	一七四	九八	一四〇
合計	一三	二六	一九六	二三三	一四六
				三四三	三六一

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

岐阜県公報

毎週

(火曜日) 発行 (休日相当たる
金曜日) ときは翌日

平成二十三年三月二十五日

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「めいてい者、家出人」を「めいてい酌者、行方不明者」に改める。

第二十七条中「二課」を「三課」に、「警備第二課」を「警備第一課」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（国体対策課の所掌事務）

第二十九条の二 国体対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 第六十七回国民体育大会及び第十二回全国障害者スポーツ大会（以下「国体等」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。

二 国体等の開催に伴う警衛に関すること。

三 国体等の開催に伴う関係機関との連絡調整に関すること。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

（警衛対策官）

第四十条の三 国体対策課に警衛対策官を置き、警視をもつて充てる。

2 警衛対策官は、命を受け、国体等の開催に伴う警衛に関する事務及び課の事務のうち重要事項を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（警察航空指導官）

第四十四条の二 航空隊に警察航空指導官（以下「指導官」という。）を置き、警視をもつて充てる。

2 指導官は、命を受け、警察航空技術等の指導を行う。
附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅		延長		備考
前	後	前	後	前	後	別	変	員	延	員	長	
B	A	後	前	前	後	別	変	員	延	員	長	
郡上市八幡町那比字岡谷 六六三番地先から	同 市同 町同 字岡谷 六六三番地先まで	郡上市八幡町那比字押谷 六五三番地先から	郡上市八幡町那比字岡谷 六六三番地先から	一〇五 二五三	一〇五 二五三	ル	員	幅	延	員	長	
前	後	前	後	一〇五 二五三	一〇五 二五三	ル	員	幅	延	員	長	
二四 五 七	五二 丁 二六 四	一〇五 二五三	一〇五 二五三	一〇五 二五三	一〇五 二五三	ル	員	幅	延	員	長	
一 一	二六 ・	三三 六	三三 六	三三 六	三三 六	ル	員	幅	延	員	長	
A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をい												備考

一般 国道 二百五十 六号		郡上市八幡町那比字島畑 五九四七番地先から		同 市同 町同 字尾ヶ 谷口五九 八番の二地先		郡上市八幡町那比字尾ヶ 谷口五九 八番の二地先		同 市同 町同 字尾ヶ 谷口五九 八番の二地先		同 市同 町同 字岡谷 六六三四番の九地先		郡上市八幡町那比字岡谷 六六三四番の九地先から		同 市同 町同 字加家 平六六二三番の三地先	
		後		前		後		前		後B		前		後	
		八・九 三三・二		一〇・一 三五・五		八・九 三三・二		一〇・一 三五・五		八・五 二七・八		一四・四 六四		二二・四 八二	
		一三・六		一三・六		一三・六		一三・六		六・		六・		六・	

岐阜県告示第百八十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 四百十八 号	加茂郡川辺町石神字井ノ 木一七九番二地先から 同 郡同 町同 字同 一六五番五地先まで	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
			後	前	後	前
			三三・四 三四	四四 三五	六	六

岐阜県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道 笠原木線	多治見市笠原町字下原一三 三九番の一 同 市同 町同 字同 七一番の六地先	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備考 （区域又は 決定又は 変更又は 告示年月日 ほか）
			七〇	平成 三三・三 三五	平成 二七・九 一三

岐阜県告示第百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
各務原市

- 二 事業の種類

各務原市道幅九百二十六号線新設工事（仮称）那加小網線・岐阜県各務原市上戸町一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮西地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

- 三 手続が開始される土地

- 1 収用の手続が開始される土地

岐阜県各務原市川島小網町字本田浦及びひ字宮北地内

- 2 使用の手続が開始される土地

岐阜県各務原市川島小網町字本田浦及びひ字宮北地内

- 四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

各務原市役所都市建設部用地課

岐阜県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により美濃加茂都市計画区域及び坂祝都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画区域の名称

美濃加茂都市計画区域

- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域

美濃加茂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町及び加茂郡川辺町の行政区域の全域

岐阜県告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに美濃加茂市建設水道部都市計画課 坂祝町産業建設課、富加町産業建設課及び川辺町基盤整備課

岐阜県告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画道路

3・3・15号 国道248号バイパス線

3・3・201号 坂祝バイパス線

- 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

- 三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに美濃加茂市建設水道部都市計画課及び坂祝町産業建設課

岐阜県告示第百九十五号

岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)第十条の二の規定により、次の都市公園の区域を変更するので告示する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 名称 養老公園
- 二 位置 養老郡養老町養老公園地内
- 三 区域 別図のとおり(別図は省略)、その関係図面を岐阜県都市建設部街路公園課において一般の縦覧に供する。
- 四 面積 七八・五ヘクタール
- 五 供用開始の期日 平成二十三年四月一日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

- 1 平成23年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,689,649人
- 2 総数の50分の1の数 33,793人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 348,275人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	335,182	111,728
大垣市	145,332	48,444
高山市	76,937	25,646
多治見市	93,638	31,213
関市	74,023	24,675
中津川市	67,666	22,556
美濃市	19,102	6,368
瑞浪市	32,274	10,758
羽島市	54,495	18,165

恵那市	44,858	14,953
美濃加茂市	39,871	13,291
土岐市	50,182	16,728
名務原市	117,844	39,282
可児市	93,283	31,095
山県市	24,456	8,152
瑞穂市	38,961	12,987
飛騨市	22,824	7,608
本巣市	42,484	14,162
郡上市	38,198	12,733
下呂市	30,492	10,164
海津市	31,561	10,521
羽島郡	36,383	12,128
養老郡	26,330	8,777
不破郡	29,460	9,820
安八郡	19,910	6,637
揖斐郡	58,821	19,607
加茂郡	45,082	15,028

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したのべの通知をなす。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
介護付有料老人ホーム 旭ヶ丘生楽館	多治見市旭ヶ丘7 18 3

公 示

平成二十三年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古田肇

一 試験期日

平成二十三年八月八日（月）

二 試験場所

岐阜会場 岐阜市太郎丸八〇番地 岐阜女子大学

多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館

多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃西部総合庁舎

高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛驒総合庁舎

三 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論。ただし、適用法令は、平成二十三年一月一日現在有効なものとする。

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書し、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 履歴書

2 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

3 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、出願前三月以内に作成した戸籍抄本を添付してください。）

4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十三年五月二十三日（月）から同年六月三日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月二十三日（月）から同年六月三日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十三年四月二十日（水）から同年六月三日（金）まで

八 受験手数料

六千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙、定額小為替又は普通為替を同封してください。

九 合格発表

平成二十三年九月十六日（金）に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十 試験結果の提供

平成二十三年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十一 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年三月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十三年三月十日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社パロ―
中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地
パロ―各務原中央ショッピングセンター・Vドラッグ各務原中央店
岐阜県各務原市蘇原青雲町四丁目一番一七 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十三年十一月十一日

五 店舗面積
一、六九三平方メートル

六 駐車場の収容台数
六四三台

七 荷さばき施設の面積
六三七平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。
平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称
カワボウテキスタイル株式会社

二 建物の名称及び所在地
各務原リバープラザ
各務原市蘇原青雲町四丁目一番 外

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十三年三月二十五日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。
平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
（仮称）ケースデンキ関店
関市倉知字寺前六一三番 外

二 意見の概要
関市長の意見
・市道幹一 四四号線は通字路に設定されているため、児童生徒の通字時の安全確保の検討及び対策を行うこと。
（届出事項 新設）

県営土地改良事業の変更計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白鳥大和地区	郡 上 市 役 所	平成三三・三・二五から 同 四・二二まで

岐阜都市計画道路事業の周知
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計

画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画画道路事業

三・三・十九号 神田神戸線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

岐阜都市計画画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

可児都市計画画道路事業

三・三・二号 中濃大橋御嵩線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

平成二十三年三月二十五日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター